

大杉谷国有林森林整備事業(造林)

閱 覧 図 書

- 1 森林整備事業請負契約書(案)
- 2 入札者注意書
- 3 契約情報の公表様式

三重森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 大杉谷国有林森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 三重県多気郡大台町 大杉谷国有林（別紙図面のとおりに）
- 3 事業量 地 拵 0.21 ha
植 付 0.21 ha
防護柵設置 0.49 km
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年11月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙1の可分事業内訳書のとおりにとする。
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
- [注] 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。
()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 1 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第 38 条は、別紙 1 の可分作業ごとに適用するものとする。ただし、令和 7 年度の部分払いは行わないものとする。
- (3) 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担は別紙 2 のとおりとする。
- (4) 使用材料については別紙 3 により承認願を提出し、事前に必ず承認を受けること。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は別紙 4 のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 1 月 14 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 三重県亀山市本町 1 丁目 7-13

氏名 分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫

印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙1)

可 分 事 業 内 訳 書

作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
地 拵	契約締結日の翌日(※)～ 令和8年6月30日	大杉谷 565か	1	0.09 ha	地拵の方法(全刈筋置か全刈存置の別)については、「地拵詳細図」のとおり。
	又は 令和8年9月1日～	大杉谷 565よ3	2	0.12 ha	
	令和8年11月30日	計		0.21 ha	
植 付	契約締結日の翌日(※)～ 令和8年6月30日	大杉谷 565か	1	0.09 ha	植付樹種及び植栽本数は「苗木等購入仕様書」のとおり。
	又は 令和8年9月1日～	大杉谷 565よ3	2	0.12 ha	
	令和8年11月30日	計		0.21 ha	
防護柵 設置	契約締結日の翌日(※)	大杉谷 565か	1	0.14 km	
	～	大杉谷 565よ3	2	0.35 km	
	令和8年11月30日	計		0.49 km	

※作業現地までの林道が通行可能となるのは、融雪後の林道点検完了後となることに留意すること。

(別紙 2)

第 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	円

第 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおり。

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	円

(別紙 3)

令和 年 月 日

分任支出負擔行為担当官

三重森林管理署長 伊藤 公夫 殿

請負者 住所

氏名

使 用 材 料 承 認 願

令和 年 月 日請負契約を締結した大杉谷国有林森林整備事業（造林）について、下記材料を使用いたしますので承認願います。

記

[illegible]

(別紙4)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面(以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料(苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料)の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日(曜日)			時 分	天 候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏 名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 種	
	連絡先						経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

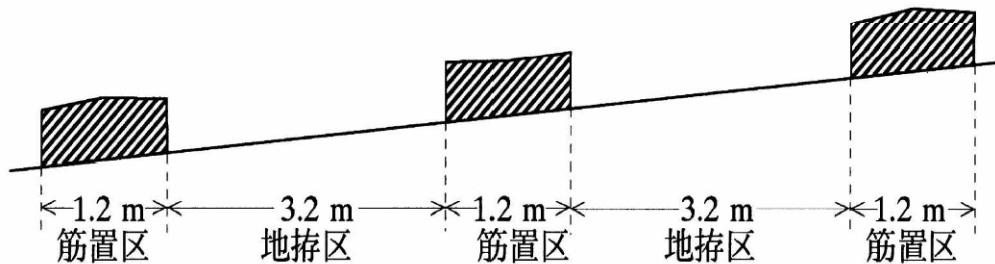
注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

地拵仕様書(全刈)

(地床植生の刈払及び末木枝条の処理)

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする（「地拵詳細図」の全刈筋置箇所）。

図(側面図)



- 2 1 以外の箇所については、刈払物や末木枝条等を植付に支障のない程度に整理すること（「地拵詳細図」の全刈存置箇所）。

- 3 地拵は等高線に沿って行う。

(立木の保残)

- 4 伐採時から保残している高木性広葉樹(胸高直径おおむね 10 cm 程度以上のもの) は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

(巻枯らしの要領)

- 5 巻枯らしは、地上おおむね 1.0m の箇所に、幅約 20 cm の上端及び下端に鋸目を木質部に 1 cm 以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ 1 cm 以上はぎ取る。

植付仕様書

(地拵の確認)

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(苗木の管理・取扱)

- 2 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。
なお、獣害被害のおそれがあり、植付場所近くでの保管が困難な場合は、当日の植栽木のみ搬入するなど対策を講じること。
- 3 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢やポットの損傷等がないよう注意すること。
- 4 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないようにする。

(ネット詰め石積工の施工)

- 5 植付に当たっては、苗木の確実な活着のため、土砂の流出等が見られる土質の不安定な箇所については、ネット詰め石積工を施工したうえで植付すること。
- 6 ネット詰め石積工施工予定箇所については別紙ネット詰め石積工位置図のとおりで、現地は測量杭等により標示している。ただし、現地状況により施工場所の変更が必要と判断される場合は、事前に監督の確認を受けたうえで、より効果的な場所に施工すること。
- 7 ネット詰め石積工の施工方法については別紙ネット詰め石積工施工仕様書のとおり。

(植付要領)

- 8 植付樹種、植付本数は別紙苗木等購入仕様書のとおりとする。また、植付場所は別紙位置図のとおりとする。
- 9 植付は一カ所に3本程度の苗木を集めて一つの群として植栽する、巢植えを基本とする。
- 10 植付の支障となる植生が多くある場合は、植穴付近の植生の整理を行った後に植栽すること。
- 11 保残・自生している高木性広葉樹・針葉樹及び今後も成長が見込まれる前植栽樹がある区域は、監督職員の指示に基づき植付密度の調整を図ること。
- 12 ポット苗は、ポット根鉢部が完全に土中に埋没するよう大きめに植穴を掘ることとし、植穴中の石や根、枝条等は取り除くこと。3本巢植えの場合は、苗木が3本収まるように三角形の穴を掘る。穴の深さは苗木の根がしっかり埋まる程度とする。苗木の間隔は葉と葉が触れ合う程度とする。
- 13 植穴の苗木が収まる部分に少し土を戻して、根と植穴との間に隙間ができないようにしてから、苗木の根をしっかりとほぐして広げ（図1）、戻した土の上にのせ、垂直になるよう据え付ける（図2）。このとき、苗木の葉表を日の当たる方向に向けること。
- 14 根に触れる部分にはできるだけ心土（表面の土ではなく、穴を掘って出てくる土）を使っ

て埋め戻す。戻した土は足で踏み付けてしっかり押さえる。このとき、苗木が巣植えの内側を向いて苗木どうしの間隔が近くなりすぎないように注意すること。

15 根鉢となっていた部分の上端より 2 cm 程度の高さが植付後の地表面とする。

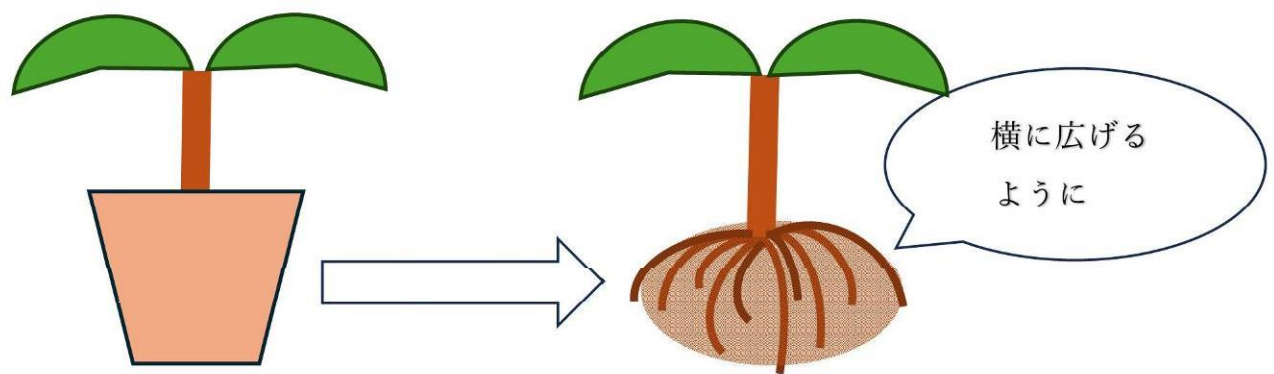
16 植付後、土の急激な乾燥防止や霜柱による表土の凍上防止のため、現地採取等による落葉や石などを植えた苗木の周りに置き、根元を十分被覆すること。

17 現地の地形や土壌条件、斜面の向き等を勘案して植付樹種の配置に留意すること。植付樹種の配置を決める際は、事前に監督職員と数量・配置・樹種の選考、植付密度等について調整したのちに植栽すること。

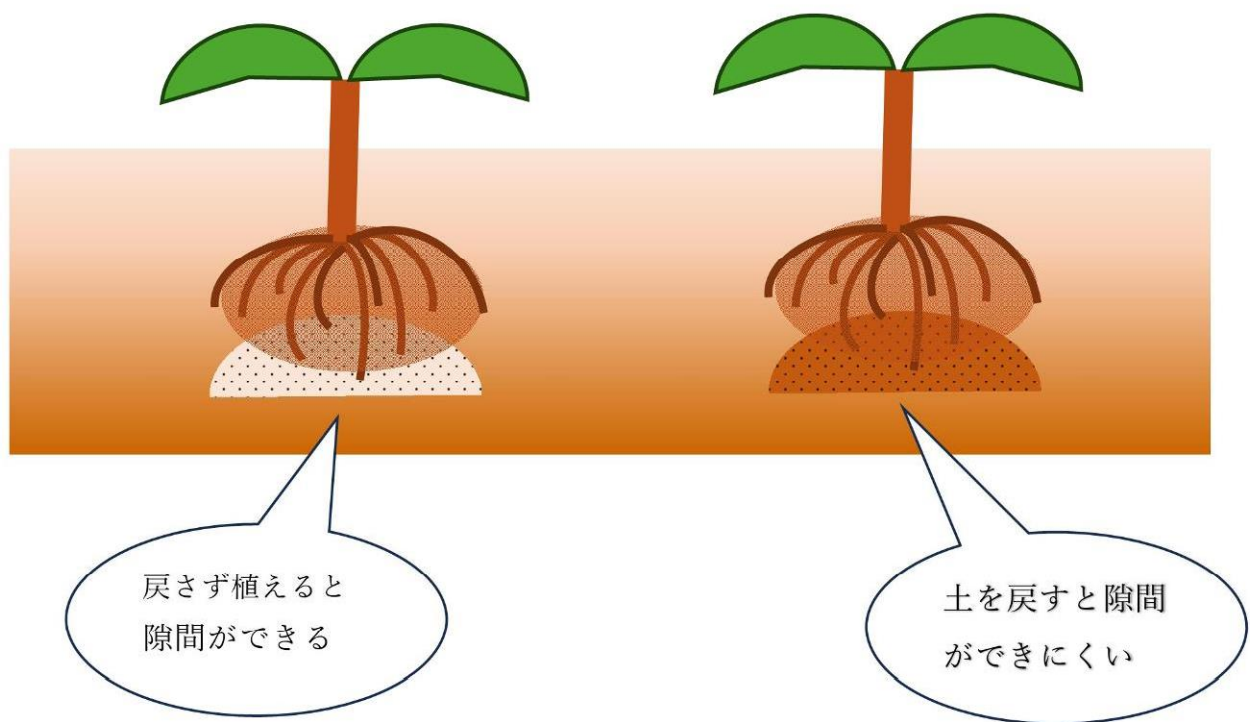
(その他)

18 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

(図 1)



(図 2)



苗木等購入仕様書

1 苗木等の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種等	苗 齢	規 格	数 量	備 考
アワブキ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	18 本	地域性苗木・ポット苗
イイギリ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	18 本	地域性苗木・ポット苗
ウリハダカエデ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	24 本	地域性苗木・ポット苗
ナナカマド	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	21 本	地域性苗木・ポット苗
ヤシャブシ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	21 本	地域性苗木・ポット苗
ヤマハンノキ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	30 本	地域性苗木・ポット苗
ミズナラ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	21 本	地域性苗木・ポット苗
クマシデ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	21 本	地域性苗木・ポット苗
オオモミジ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	18 本	地域性苗木・ポット苗
ミズキ	Ⅲ～Ⅳ年生	30cm以上	18 本	地域性苗木・ポット苗
合計			210 本	

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗（地域性苗木※）を厳選する。

ア 大杉谷国有林に自生する樹種から種子を採取し育苗したもの。

イ 幹が通直で強く徒長分岐していないもの。

ウ 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。

エ 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。

オ 地上部と地下部の均整がとれているもの。

カ 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。

キ 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。

ク 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日等、必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

※地域性苗木とは、大杉谷国有林に自生する樹種から種子を採取育苗したもので、購入の際にはこの旨を証明する書類を購入元より徴収し監督職員等へ提出すること。

植 付 苗 木 選 定 仕 様 書（樹種特性一覧表）

1 植付樹種特性は、次に示すとおり。

樹種等	数量	出現遷移型	成林時 出現林 分型	根系型 (※)	光環境	水環境	備考
アワブキ	18 本	先駆	縁低	非	中	大	地域性苗木・ポット苗
イイギリ	18 本	先駆	外高	深非自	強	大	地域性苗木・ポット苗
ウリハダカエデ	24 本	先駆	林高	浅非	中	中	地域性苗木・ポット苗
ナナカマド	21 本	先駆	林亜高	浅貫	強	中	地域性苗木・ポット苗
ヤシヤブシ	21 本	先駆	林高	浅貫	強	中	地域性苗木・ポット苗
ヤマハンノキ	30 本	先駆	林高	浅非	強	大	地域性苗木・ポット苗
ミズナラ	21 本	中期	林高	深貫	中	中	地域性苗木・ポット苗
クマシデ	21 本	中期	縁亜高	深非	中	大	地域性苗木・ポット苗
オオモミジ	18 本	中期	林亜高	浅貫	弱	中	地域性苗木・ポット苗
ミズキ	18 本	中期	林亜高	浅非	中	大	地域性苗木・ポット苗
合計	210 本						

※根系型

貫：根が岩盤に貫入していく性質を持つもの。

自：独自の根系を持っているもの。

非：独自の根系を持っておらず、環境に合わせて根を張っていくもの。

2 植付にあたっては、樹種特性、植栽箇所の立地条件、樹種に適した光・水環境等を判断し植栽していくこと。

3 適度な間隔で多様な樹木が配置されている郷土樹種からなる森林を造成することを目的とする。

ネット詰め石積工施工仕様書

(作業着手前確認)

1. 植付、防護柵設置、ネット詰め石積工を行う箇所については、作業前に施工箇所について確認してから作業に着手すること。

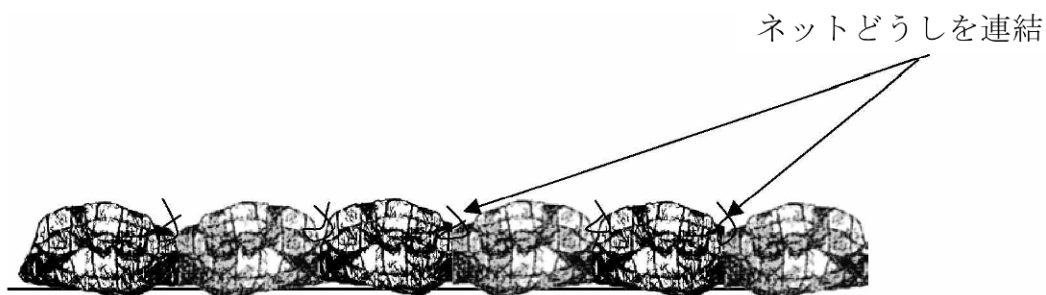
(施工要領)

2. 施工資材の規格及び数量については、別紙ネット詰め石積工使用物品購入仕様書のとおりとする。
3. ネットの網目より大きな石を周囲から拾い集める。
4. ネットを籠形状に整形し、設置箇所に置く。
5. ネット上部にある開口部から、拾い集めた石を開口部が閉じられる程度に詰める。その際、隙間ができないように大小の石を組み合わせで詰め込みを行う。
6. 開口部端部の糸を利用し、開口部を網目毎に縫い合わせるように縛る。
7. 完成したネットどうしを図のとおり連結する。

(その他)

8. その他技術的事項に関して、資材の取扱説明書等に基づき施工すること。
9. その他必要事項については、監督職員の指示によるものとする。

図



ネット詰め石積工使用物品購入仕様書

1 ネット詰め石積工で使用する物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
石詰め用袋状ネット	ステンレス線 φ0.19mm×4本入り以上 奥行き×幅×高さ 300mm×350mm×100mm 網目 40mm目以下 【例示品】 株式会社 JOUCA(じょうか) 製 ストーンバック	80 袋	

2 物品購入にあたっては、上記1の条件及びこれと同等の規格及び品質を有するものを購入すること。

3 物品は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。なお、納品書類等は監督職員に必ず提出すること。

4 その他必要事項については監督職員の指示によること。